

「米原市立米原中学校 いじめ防止基本方針」



令和6年4月1日

米原市立 米原中学校

1 いじめ防止のための基本的な考え方

(基本理念)

いじめは、人権侵害行為であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるものである。また、いじめは、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるばかりではなく、時としてかけがえのない命を奪う結果につながることもあり、いかなる理由があろうとも断じて許されない行為である。

このことを本校関係者の全ての者が強く認識し、いじめ防止のために学校あげて万全の対策を講じるものとする。

また、いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の一つと認識し、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、社会総がかりで取り組むため関係職員や地域と積極的に連携し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。

さらには、このいじめ防止に向けた様々な取り組みを通して、全ての者が「人としての生き方」と「社会のあり様」を深く追求するとともに、誰もが安心かつ安全に生活できるためのそれぞれの役割・行動・態度を身につけるものとする。

(生徒の責務)

生徒は、学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを見過ごしてはいけない。

(学校及び職員の責務)

学校は、学校の内外を問わず、いじめが行われることがなく、すべての生徒が安心して生活が送れるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

また、全職員は人権尊重の実践的態度を身につけるとともに、いじめの早期発見・早期対策・再発防止・未然防止に全力であたるものとする。

そして、生徒一人一人への深い愛情と温かい雰囲気醸成を教育活動の基本に置き、学校教育目標の実現に向けて一致団結して取り組む。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止対策の基本となる事項

- (1) めざす学校像に「幸せを希求する発信基地」としての学校、人を幸せにすることで自分も幸せになる「利他共生」の理念を掲げた学校をあげ、全教育活動を通じて、「いじめのない安心・安全な学校づくり＝学校がウェルビーイング」を生徒・教職員・保護者一丸となって取り組む。
- (2) めざす生徒像に「人や地域、社会に貢献できる生徒」「自ら考え、判断し、行動できる生徒」「自分や仲間の人権を大切にできる生徒」をあげ、また、5つの行動目標の一つとして「いじめや仲間はずしは絶対にしない、許さない」を掲げ、機会があるごとにその意識化を図り、行動化へとつなげる。
特に、全ての教育活動において道徳教育・人権教育・体験活動を重視し、豊かな情操と正義の心、自治の態度を育む。
- (3) 自他の命や人権を大切にし、自己実現を目指せる温かな指導・支援を大切にし、愛情をもって接し、いじめは絶対に許さない姿勢で生徒指導に毅然と臨むとともに、悩んだり困ったりしている生徒は必ず守り通すとの信念のもと、どの生徒に対しても将来を見据えた温かく適切な指導・支援を行う。
- (4) いじめは潜在化しやすいことや、保護者は子の教育について第一義的責任を有すること、また、子どもの健全育成は地域ぐるみで進めていくことを大切にし、いじめの早期発見、適切対応、未然防止のいずれも学校と家庭、地域が連携を密にして行う。

4 いじめ防止のための行動計画

(1) いじめの未然防止のためのアクション

- ①人権尊重の学級・学校づくりを日常の教育実践の基本とし、あらゆる機会を通じて「いじめを絶対に許さない」と「いじめられている人を守り通す」ことを、生徒、保護者、地域の人々に宣言し実践する。
- ②わかる授業、魅力ある授業に努め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を通じて「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」「安心・安全な風土」を育むとともに、全ての生徒に自尊感情と適切な表現力を育む。
- ③道徳教育や人権教育、体験活動を充実させ、社会性や自主性を育むとともに、「正義」と「思いやり」の心を育てる。
- ④年間指導計画に基づいて特別活動の充実を図り「豊かな人間関係を育む力」を培う。
- ⑤生徒自身による「いじめをしない・させない・許さない学校づくり」を進めるために生徒会活動や学級会活動等、生徒の自主・自治的活動を強力に進める。
- ⑥ロールプレイやグループワークなどを取入れた、いじめ防止のための職員研修の充実を図るとともに、生徒、保護者、地域から信頼される教師を目指し、人間的魅力や指導力を身につけるよう職員が共に学び合う機会を積極的につくる。
- ⑦いじめ防止のための学校の方針、取組み、状況等をHPで発信するとともに、学校評価において、いじめに対する取組が適切に行われているかの検証を行う。

(2) いじめの早期発見のためのアクション

- ①生徒が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から生徒との信頼関係づくりに努める。
- ②教職員は、授業中や部活動中はもちろんのこと休み時間、昼食時、放課後等においても生徒とのふれあいに努め、生徒の些細な変化を見逃さない。
- ③いじめの早期発見のためのアンケート・面談を工夫し、毎月1回は実態把握のための調査を実施する。また、学期に1回は保護者や地域の方からの意見や状況を知るための調査を行う。
- ④生徒及び保護者が本校教職員以外の人（スクールカウンセラー、ケアサポーター等）に相談できる体制を整え、その周知を図る。
- ⑤教職員によるいじめ点検を毎月1回実施するとともに、いじめが心配される状況等を把握したときに報告・連絡・相談が確実にできる体制と雰囲気確立する。
- ⑥不登校及び欠席が続く生徒の背景にいじめがあることも考えられるので、欠席が続いた時には、本人・保護者としっかり連携し、対応する。

(3) いじめ事案が発生、または、いじめ事案を認知した時の対応

- ①速やかに、学年主任・生徒指導主事・管理職に報告を行い、学校長の指揮のもとに「校内緊急いじめ対策委員会」を開催する。
対策委員会では、「事実確認の方法と分担」→「事実関係調査の集約」→「対応策と分担」→「集約と課題および反省」を行い、速やかな解決と再発防止に向けて組織的に全力であたる。
* 事実確認は、個々に複数であたることを原則とし、時系列に詳細かつ正確に記録をとる。
* いじめにあった生徒を守りきることと、いじめた生徒が深く反省し二度といじめないよう毅然とした姿勢で事実確認・指導・支援を行う。
* 個別指導をきちんとした後、集団指導を行う。
* 「その後どうですか」の指導・支援・連携を大切に行う。
- ②一定の集約・解決の後、3ヶ月後を目安に「確認のための対策委員会」を開く。
* いじめの解消とは「いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。」と「いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。」を言う。
- ③いじめの軽重に関わらず、速やかに、教育委員会に報告し、指導・支援を受ける。
- ④個人情報の保護に十分配慮した上で、関係機関、スクールカウンセラー等の専門家、保護者、地域との適切な連携を図る。犯罪行為については、躊躇せず警察と連携する。
- ⑤保護者・生徒への説明責任を果たすとともに、自治的風土の再構築に全力であたる。

(4) 地域・保護者のアクションおよび連携の内容等

- ①大人の姿や大人社会の有り様が、子どもの行動や成長に大きな影響を与えていることを全ての大人が自覚し、模範となる言動がとれるよう、機会があるごとに啓発する。
- ②いじめの早期発見および未然防止には、地域や保護者の目が重要であるとの認識のもと、情報収集と相談し合える関係性づくりに努める。
- ③子育てには、温かさと厳しさの両方が必要であること常に訴え、安心・信頼に満ちた家庭や地域づくりと、子どもの過ちに対して誰もが毅然と叱れる環境作りに努める。
- ④地域や家庭の中で子どもの自尊感情が高まるような活動を支援する。
- ⑤ネット社会のトラブルから子どもを守る策を教育委員会・学校・保護者・地域等が連携し、より危機意識を持って講じる。

(5) 関係機関との連携の内容等

- ①米原警察署生活安全課との連携を密に行う。
- ②気になる生徒については、早い段階でケース会議を開催し、関係機関とも協力して、いじめを含む問題行動の芽を小さいうちに絶つ。
- ③ケース会議の開催や日常の交流を通して、学校内外の関係を強固なものとする。

5 いじめ防止年間指導計画

一 学 期	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会の設置 ・相談担当、相談窓口等の設置と周知 ・学校運営協議会 ・第1回いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止基本方針の周知（HP、入学式、学級活動等） <p>5月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の職員研修 ・小中連携会 ・第2回いじめ防止対策委員会 ・いじめ0集会（生徒会主催） <p>6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ防止対策委員会 ・いじめ調査（生徒・保護者） ・教育相談事前アンケートと教育相談 <p>7月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回いじめ防止対策委員会 ・学校評価アンケート ・SCによる心理授業
二 学 期	<p>8月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権研修 ・いじめ防止の職員研修 <p>9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回いじめ防止対策委員会 ・学校運営協議会 <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談事前アンケートと教育相談 ・第6回いじめ防止対策委員会（・親子講演会） ・いじめアンケート、ガイドブック作成（生徒会） <p>11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査（生徒・保護者） ・第7回いじめ防止対策委員会 <p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート ・第8回いじめ防止対策委員会 ・SCによる心理授業

三 学 期	1月	・第9回いじめ防止対策委員会	
	2月	・教育相談事前アンケートと教育相談	・学校運営協議会
	3月	・いじめ調査（生徒・保護者） ・SCによる心理授業	・第10回いじめ防止対策委員会

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア. いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ. いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ. 児童等や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、米原市教育委員会に速やかに報告する。
 - ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ※調査は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 「いじめ防止等の対策のための組織」および「重大事態に係る調査を行う組織」

(1) 名称 「校内いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、人権教育主任、各学年主任
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

(3) 役割

①いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等）

②いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有

（アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等）

③いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録

（事実関係聴取、対応の具体的手順・検討・決定）

④教職員に関する『いじめ防止対策』研修の企画

⑤保護者・関係機関との連携

⑥いじめ防止の取組に対する評価

(1) 名称 「緊急いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、該当学年全教員
（スクールカウンセラー）

(3) 役割

①いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録

（事実関係聴取、対応の具体的手順・検討・決定）

<問題行動発生時の緊急体制>

